

言渡	平成23年12月1日
交付	平成23年12月1日
裁判所書記官	

平成23年(受)第407号

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大坂高等裁判所平成22年(ネ)第2282号不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成22年12月1日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田中啓義ほかの上告受理申立て理由第5について

1 本件は、上告人が、被上告人との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被上告人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、被上告人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条前段所定の利息等の支払を求める事案である。

本件の争点は、被上告人が過払金の取得について民法704条の「悪意の受益

者」であるか否かである。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 被上告人は、上告人との間で、平成元年5月9日から平成15年8月27日までの間、原判決別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。

(3) 本件取引は、基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入れと返済を繰り返すことを予定して行われたもので、その返済の方式は、全貸付けの残元利金について、毎月の返済期日に最低返済額及び経過利息を支払えば足りるとする、いわゆるリボルビング方式の一つである。

本件取引において貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）として上告人に交付された各書面には、同項6号に掲げる「返済期間及び返済回数」や貸金業法施行規則（平成19年内閣府令第79号による改正前のもの。以下同じ。なお、同改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律施行規則）13条1項1号チに掲げる各回の「返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）に代わるものとして、平成14年9月までは、個々の貸付けの時点での残元利金について最低返済額を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等の記載（以下「確定的な返済

期間、返済金額等の記載に準ずる記載」という。)がされていなかったが、同年10月以降は、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされるようになった。

(4) 本件取引について上告人がした各弁済(以下「本件各弁済」という。)のうち制限超過部分の支払は、貸金業法43条1項の適用要件を欠き、有効な利息の債務の弁済とはみなされない。制限超過部分を各貸付金の元本に充当すると、本件取引は、平成8年9月5日以降、終始過払の状態が継続していた。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断し、被上告人は民法704条の「悪意の受益者」であると認めることができないとして、上告人の請求のうち被上告人の控訴に係る部分を棄却した。

(1) 貸金業者が制限超過利息を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったについてやむを得ないといえる特段の事情(以下「平成19年判決の判示する特段の事情」という。)があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される(最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁)。

(2) 本件取引の当時監督官庁による通達や事務ガイドラインにより示されていた指針や裁判例の動向等に照らすと、被上告人において、リボルビング方式の貸付けにつき借主に17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がないことから直ちに貸金業法43条1項の要件が否定されるもの

ではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、被上告人が上記認識を有していたことについては、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である。

(3) そして、本件各弁済のうち制限超過部分の支払について、貸金業法43条1項のその余の要件との関係でも、被上告人を悪意の受益者であると推定することはできず、ほかに被上告人が悪意の受益者であると認めるに足りる証拠はない。

4 しかしながら、原審の上記3(2)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 貸金業法17条1項6号及び貸金業法施行規則13条1項1号チが17条書面に返済期間、返済金額等の記載をすることを求めた趣旨・目的は、これらの記載により、借主が自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てることを容易にすることにあると解される。リボルビング方式の貸付けがされた場合であっても、個々の貸付けの時点で、上記の記載に代えて確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をすることは可能であり、かつ、その記載があれば、借主は、個々の借入れの都度、今後、追加借入れをしないで、最低返済額を毎月の返済期日に返済していった場合、いつ残元利金が完済になるのかを把握することができ、完済までの期間の長さ等によって、自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入れを繰り返すことを避けることができるるのであるから、これを記載することが上記の趣旨・目的に沿うものであることは、その記載がないときは17条書面の交付があったということはできない旨を判示した最高裁平成17年(受)第560号同年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁(以下「平成17年判決」という。)の言渡し日以前であっても貸金業者において認識し得たというべきである。

これに対し、例えば、次回の最低返済額及びその返済期日のみが記載された書面が 17 条書面として交付されても、上記の趣旨・目的が十全に果たされるものではないことは明らかである。

そして、平成 17 年判決が言い渡される前に、下級審の裁判例や学説において、リボルビング方式の貸付けについては、17 条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなくても貸金業法 43 条 1 項の適用があるとの見解を採用するものが多数を占めていたとはいえないこと、上記の見解が貸金業法の立法に関与した者によって明確に示されていたわけでもないことは、当裁判所に顕著である。

上記事情の下では、監督官庁による通達や事務ガイドラインにおいて、リボルビング方式の貸付けについては、必ずしも貸金業法 17 条 1 項各号に掲げる事項全てを 17 条書面として交付する書面に記載しなくてもよいと理解し得ない記載があったとしても、貸金業者が、リボルビング方式の貸付けにつき、17 条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなくとも貸金業法 43 条 1 項の適用が否定されるものではないとの認識を有するに至ったことがやむを得ないということはできない。

そうすると、リボルビング方式の貸付けについて、貸金業者が 17 条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、平成 17 年判決の言渡し日以前であっても、当該貸金業者が制限超過部分の受領につき貸金業法 43 条 1 項の適用があるとの認識を有することに平成 19 年判決の判示する特段の事情があるということはできず、当該貸金業者は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法 704 条の「悪意の受

益者」であると推定されるものというべきである。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件取引において 17 条書面として上告人に交付された各書面には、平成 14 年 9 月までは、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなかったというのであるから、被上告人において平成 19 年判決の判示する特段の事情があるということはできず、被上告人は、この時期までに本件取引から発生した過払金の取得につき悪意の受益者であると推定されるものというべきであり、この推定を覆すべき事情は見当たらない。

そして、同年 10 月以降は、本件取引において 17 条書面として上告人に交付された各書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされるようになつたが、それより前から本件取引は継続して過払の状態となり貸金債務は存在していなかつたというのであるから、同月以降は、利息が発生する余地はなく、この時期にされた制限超過部分の支払につき貸金業法 43 条 1 項を適用してこれを有効な利息の支払とみなすことができないことは明らかである。そうすると、本件取引につき、同月以降、17 条書面として交付された書面に上記の記載があつたとしても、被上告人がそれまでに発生した過払金の取得につき悪意の受益者である以上、この時期に発生した過払金の取得についても悪意の受益者であることを否定することはできない。

よって、被上告人は、本件取引における過払金の取得について民法 704 条の「悪意の受益者」であるといふべきである。

5 以上によれば、被上告人は悪意の受益者であると認めることはできないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

そして、以上説示したところによれば、上告人の請求のうち被上告人の控訴に係る部分は理由があり、これを認容した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	宮	川	光	治
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志
裁判官	横	田	尤	孝
裁判官	白	木		勇

当事者目録

奈良市

上告人

同訴訟代理人弁護士	田	中	啓	義
	深	水	麻	里
	畠	中	孝	司
	谷	野	智	彦
	谷	口	豊	廣
	藤	田		滋
	嶋	岡	英	司
	島	田	裕	次
同訴訟復代理人弁護士	井	上	耕	史
	瀧		康	暢
	柴	田	大	祐
	大	森	景	一

東京都千代田区大手町1-2-4

被上告人	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久保健
同訴訟代理人弁護士	鰐田宜宏
	宮本幸裕

これは正本である。

この正本は、理由書について契印を省略している。

平成23年12月1日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮下

修